第四千四百七十九号

七月二十三日

平成三十年 (月曜日)

令 次

○青森県農業共済組合検査規程の一部を改正する訓令……… 告 示 改団 善経 課営

訓

目

○難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の指 ○難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定 (保健衛生課)

定の取消し………………………………………………………………… (道 路 同 課 : ≡

○青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………… 告 (会計管理課) : ≡ :

青

公

○右 (農村整備課) 県西 県中 民地 民地 局域 局域 : :

収用委員会

〇右 同..... (監 理 同 : 四 : Ħ.

訓

青森県訓令甲第十六号

庁

中

般

青森県農業共済組合検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年七月二十三日

青森県知事

三

村

申

吾

青森県農業共済組合検査規程の一部を改正する訓令

青森県農業共済組合検査規程 (昭和四十三年四月青森県訓令甲第十七号)の一部を

次のように改正する。

業務又は会計の状況につき」を「に対して知事が」に改める。 四十二条の二から第百四十二条の四」を「)第二百九条第一項から第三項」に、 第一条中「農業災害補償法」を「農業保険法」に、「。以下「法」という。)

第二条中「会計」の下に「の状況」を加える。

: =

第三条を削る。

に次の一条を加える。 場所において帳簿その他の書類につき検査を」に改め、同条を第三条とし、 法により」に改め、 庫、事業場その他組合の業務に直接又は間接に関係のある場所について実地検査の方 第四条の見出しを「(検査の方法)」に改め、同条中「事業場等において」を「倉 同条ただし書中「その指定する場所で」を「これらの場所以外の

(検査の範囲

깯 \equiv

四

第四条 前及び検査基準日後の組合の業務及び会計の状況についても検査を行うことができ 日までの組合の業務及び会計の状況について行うものとする。ただし、 あると認められる場合には、 検査は、 検査基準日の属する事業年度の前事業年度の開始の日から検査基準 検査基準日の属する事業年度の前事業年度の開始の日 特に必要が

2 した日の直近の残高試算表が作成された日とすることができる。 査に着手した日の前業務日に残高試算表が作成されていない場合には、 前項に規定する検査基準日は、検査に着手した日の前業務日とする。 検査に着手 ただし、検

第五条ただし書中「ただし」の下に「、やむを得ない事由があり、 かつ」を加え

る。

○○</l

る。 第九条中「を立ち会わせて」を「の立会いを得て」に改め、同条に次の一項を加え

第十条及び第十一条を削る。

ば」に改め、同条を第十条とする。「及び監事」に、「行わなければ」を「行い、それについての意見を聴取しなけれ「及び監事」に、「行わなければ」を「終了する際には」に、「その他の責任者」を第十二条中「終了したときは」を「終了する際には」に、「その他の責任者」を

第十四条を削り、第十五条を第十二条とする。第十三条中「ときは」の下に「、速やかに」を加え、同条を第十一条とする。

第一号様式中「職 氏 名」を「所 属 い、「農業災害補償法第142条の2から第142条の4まで」を「農業保険法第209条第1項(第2項、第3項)」に改め、同様式の注中「日本工業規格A5」を「日本工業規格A4」に改め

第二号様式中 「職 氏 名 む 「所 属 以、「農業災害補償法第142条の2から第142条の4」を「農業保険法第209条第1項から第3項」に、「もの」を「者」に改め、同様式の注中「織6.5センチメートル横8.5センチメートル」を「織5.5センチメートル横9センチメートル」に対める。

附則

第三号様式を削る。

この訓令は、公表の日から施行する。

捁

示

青森県告示第五百二十四号

により公表する。 により公表する。 の規定により、医師を次のとおり指定したので、難病の患者に対する医療等に関す項の規定により、医師を次のとおり指定したので、難病の患者に対する医療等に関す難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第六条第一

平成三十年七月二十三日

青森県知事

三

村

申

吾

医	医病指定	医病指定	医難病指定	区分	指定医の
深田	會田	子吉 村	五十嵐	E	£
雅之	剛史	伊 保	剛	í	3
ちびき病院	病院 八戸赤十字	青い森病院	院 青森 宗 会 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	名称	を行う
石坂三二の四上北郡東北町字	木字中明戸二	三山ノ内一六の	町字南ケ丘一	所 在 地	医療機関 定難病の診断
内科	産婦人科	精神科、内科	消化器内科	療	す
三0. 七. 五	三0・七・回	三〇・ 六・二九	三0· 六·元	年月日	指定

青森県告示第五百二十五号

ので、同令第二十一条第三号の規定により公表する。二十一号)第二十条第四項の規定により、次の指定医についてその指定を取り消した難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成二十六年厚生労働省令第百

平成三十年七月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表中

平成三十年七月二十三日

青森県知事

 \equiv

村

申

吾

部	書										
部を次のように改正する。昭和五十四年十月一日末	青森県告示第五百二十七号	1	番図号面	医難病指定	医難病指定	医病指定	医難病指定	医難病指定	医難 病 指 定	X	指定医の
よ十ったの	宗	国	種道		差	差	差	差	定	分	·Ø
を次のように改正す昭和五十四年十月一	<u> </u>	道	類の	村 田	政佐 々 木	小 島	庄子	戸田	高橋	ļ	无
する。	十七	二八	路	興則	了	剛史	忠宏	博 之	徳	4	Ż
る。日青森県告示第八百六号	দ	二八〇号	線 名	病院 病戸 赤十字	病院 八戸赤十字	病院 八戸赤十字	病院 八戸赤十字	病院 八戸赤十字	つ総合病院 合下北医療 一部事務組	名	を主 行し
か 第	{	青青森森森			字	字	字		院む療組	称	うて
八百六号	\	青森市大字飛鳥字塩越青森市大字飛鳥字塩越	変	木字中明戸二八戸市大字田三	木 字 中 明 大	木 字 中 明 大	木 字 中 市 大	木字中明戸	丁目二の八町一	所在	う医療機
		八鳥字塩は	更	戸字 二田 面	-明戸二面	-明戸二面	-明戸二面	一出面	八川 町 一	地	機診関断
(青森県指定金融機関等の指定)		青森市大字飛鳥字塩越九三の二まで青森市大字飛鳥字塩越九三の二から	0	呼吸器内科	血液内科	循環器内科	産婦人科	小児科	消化器内科	療	担当す
(残 関 等	}	まで	F	科		朴			শ		3
	}		区	"	"	"	"	"	三の・ 六二六	年1 月 日	取指 肖定
0)			間						<i>/</i>		

医難病指定	医
増谷	竹田
守彦	哲司
沢三 病院 院 三三	中央病院立
六五 五五 三沢市大字三沢 のの	番町一四の八十和田市西十二
整形外科	脳神経外科
"	"

青森県告示第五百二十六号

道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり

部道路課において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、告示の日から平成三十年八月二十二日まで青森県県土整備

平成三十年七月二十三日

青森県知事 \equiv 村 申 吾

二まで	二まで		
後	前	間が後別変更の	
三一・一七メートルまで	九・三〇メートルまで	敷地の幅員	
五二・〇八メートル	五二・〇八メートル	敷地の延長	
		備考	

の 一

八戸市是川三丁目

を削る。

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、矢

公

県営土地改良事業計画の決定

沢地区の県営土地改良事業(ため池等整備事業 で、 同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する (用排水施設整備)) 計画を定めたの

平成三十年七月二十三日

青森県知事 \equiv 村 申

吾

る

縦覧の期間 土地改良事業計画書の写し

縦覧に供する書類

平成三十年七月二十四日から同年八月二十日まで

三 縦覧の場所

藤崎町役場

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告す 建設業法 (昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、 次のとおり

平成三十年七月二十三日

青

る

青森県知事 三 村 申

吾

商号又は名称 鳶司組

氏名 相馬司

 \equiv 主たる営業所の所在地 弘前市大字石渡二丁目二の四

許可番号 青森県知事許可(般—二七) 第二〇〇四八四号

四

Ŧī. 取消年月日 平成三十年七月二日

取消しに係る建設業の許可

とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

より確認された。このことが、 平成三十年二月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出に 建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当す

る。

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、 同法第二十九条の五第一項の規定により公告す 次のとおり

平成三十年七月二十三日

青森県知事 \equiv 村

申

吾

商号又は名称 江良鐵筋工業

氏名 江良初美

 \equiv 主たる営業所の所在地 つがる市牛潟町大田光七

許可番号 青森県知事許可(般—二七)第四〇〇二八五号

四

六 五 取消年月日 平成三十年七月九日

取消しに係る建設業の許可

鉄筋工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

る。 より確認された。このことが、 平成三十年五月二十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、 建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当す 届出に

収 用 委 員

公示による通知

よる通知を行う。 六条第三項の規定によることができないので、同令第五条第一項の規定により公示に 書類を通知するに当たり、土地収用法施行令(昭和二十六年政令第三百四十一 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十六条第二項の規定により次の 一号)第

平成三十年七月二十三日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光 (5) 平成30年7月23日 月曜日

> $\stackrel{-}{=}$ 審理の開始について (通知) 通知すべき書類の名称

別表のとおり 通知を受けるべき者

通知すべき書類の保管場所 青森県県土整備部監理課内

三

四

その他

別表 されます。 工藤 一の書類は、平成三十年八月六日を経過した時をもって通知があったものとみな 正文 天 ′ 住所不明 ただし、住民票上の住所地 青森県むつ市松原町9番45号 Ĥ 严

公示による通知

書類を通知するに当たり、土地収用法施行令(昭和二十六年政令第三百四十二号)第

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十六条第二項の規定により次の

六条第三項の規定によることができないので、同令第五条第一項の規定により公示に

平成三十年七月二十三日

よる通知を行う。

青森県収用委員会会長 赤 津

重

光

審理の開始について(通知) 通知すべき書類の名称

通知を受けるべき者

別表のとおり

三 通知すべき書類の保管場所 青森県県土整備部監理課内

四

その他

別表

されます。

一の書類は、平成三十年八月六日を経過した時をもって通知があったものとみな

密 木	工藤	曹	
千佳子	正文	晴彦	开
+			24
住所不明 ただし、住民票上の住所地 愛知県知立市西町新川34番地6 新川コーポ 12号	住所不明 ただし、住民票上の住所地 青森県むつ市松原町9番45号	住所不明 ただし、住民票上の住所地 東京都新宿区百人町4丁目5番15-306号	住 所

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東奥印刷株式会社(印刷所・販売人)

() 青発 森行 古馬